

税の申告と納税の期限

納税カレンダー

4 月	地方税：固定資産税（都市計画税）の第 1 期分
5 月	地方税：自動車税 31 日 鋤区税 31 日
6 月	地方税：個人県民税及び市町村民税の第 1 期分
7 月	国 税：所得税の予定納税額の第 1 期分 地方税：固定資産税（都市計画税）の第 2 期分
8 月	地方税：個人事業税第 1 期分 31 日 個人県民税及び市町村民税の第 2 期分
9 月	
10 月	地方税：個人県民税及び市町村民税の第 3 期分
11 月	国 税：所得税の予定納税額の第 2 期分 地方税：個人事業税第 2 期分 30 日
12 月	国 税：給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき） 地方税：固定資産税（都市計画税）の第 3 期
1 月	地方税：個人県民税及び市町村民税の第 4 期
2 月	地方税：固定資産税（都市計画税）の第 4 期
3 月	国 税：所得税の確定申告・納付 15 日 地方税：個人の住民税・事業税申告 15 日

※直前の課税期間の消費税の年税額が 4,800 万円を超える事業者は、確定申告月以外に、年 11 回、中間申告・納付が必要です。

※市町村民税、個人県民税、固定資産税及び軽自動車税の納期限は市町によって異なる場合があります。

※このほかの県税の納期は次のようになっています。

☆法人県民税・法人事業税（確定申告）・・・事業年度終了の日から 2 か月以内

☆個人県民税（給与特別徴収分）・県民税利子割・県民税配当割・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・・・

原則として毎月（個人県民税（年金特別徴収分）は、年金支給月）

☆県民税株式等譲渡所得割・・・原則として毎年 1 月

☆不動産取得税・・・随時

☆狩猟税・・・狩猟者登録の都度